

令和2年7月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和2年7月27日 月曜日 14時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第三委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	5番	日笠山 隆
委員	1番	日高 仙三	委員	2番	中村 裕臣
”	3番	中村 逸夫	”	6番	鮫島 繁樹
”	7番	深田 広文	”	8番	杉 為昭
”	9番	河本 アツミ	”	10番	牛越 紀幸
”	11番	岩本 延男	”	12番	中村 正幸
”	13番	日笠山 昭代	”	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

- (1)開 会
- (2)開会挨拶
- (3)議 事

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 2 報告第5号 合意解約等について

日程第3号 2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4号 2 議案第32号 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見について

日程第5号 2 議案第33号 農業振興地域整備計画変更（用途変更）に係る意見について

日程第6号 2 議案第34号 農地法第5条の規定による許可について

日程第7号 2 議案第35号 非農地証明について

日程第8号 2 議案第36号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

日程第9号 担当区域の変更について

- (4)そ の 他
- (5)閉 会

(6)会議の概要

14時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	○それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これより令和2年7月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事 開 会	議長	○これより本日の会議を開きます。 本日の日程は、配布しております議事日程のとおりであります。
日程第1号 議事録署名委員の指名	議長	○まず、日程第1西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。3番委員、5番委員を指名いたします。
日程第2号 2報告第5号	議長 事務局長	○日程第2報告第5号合意解約等について事務局に報告をお願いいたします。 ○日程第2報告第5号合意解約等についてを説明いたします。 資料は1ページから4ページです。 今月の合意解約は1番から12番の12件で、台帳現況地目畑29筆、6万1,602㎡の合意解約がありました。 以上で説明を終わります。
日程第3号 2議案第31号	議長 事務局長	○ありがとうございました。それではただいまより議案審議に入ります。 日程第3議案第31号農地法第三条に規定する許可についてを議題といたします。 ○日程第3議案第31号農地法第3条の規定による許可についてを説明いたします。資料は5ページから6ページです。 今月は賃借権設定9件、所有権移転1件、合計10件の申請がありました。 1番です。榕城小牧地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積545㎡を売買により所有権移転するものです。 2番です。上西横山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積3,929㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 3番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積4,292㎡を賃借により6年間借り受けるものです。 4番です。下西若宮地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積736平米を賃借により5年間借り受けるものです。 5番です。伊関沖ケ浜田地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積2,509㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 6番です。現和田之脇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,963㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 7番です。現和田之脇地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,884㎡を賃借により10年間借り受けるものです。 8番です。安城平山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,470㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 9番です。安城平山地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積5,535㎡を賃借により5年間借り受けるものです。本件4番、8番、9番については、許可後の経営面積が7,741㎡となり、下限面積の20aを超えます。 10番です。立山芦野地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積14,695㎡を賃借により5年間借り受けるものです。 以上、1番から10番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると認められます。 以上で説明を終わります。
	議長	○ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。続いて、担当委員のほうから順次報告を受けたい

議長	<p>と 思 い ま す。</p> <p>○ま ず 整 理 番 号 1 番 の ほう が、私 の 担 当 で す の で、私 の ほう か ら 報 告 を さ せ て い た だ き ま す。</p> <p>7 月 の 24 日 8 時 30 分、讓 受 人 ま た 讓 渡 人 の 代 理 人 立 ち 会 い に よ り ま し て、現 地 を 確 認、聞 き 取 り を い た し ま し た。</p> <p>讓 受 人 は、農 地 を 相 続 し た こ と に よ り、今 回 申 請 し た よ う で す。</p> <p>現 地 は、た だ い ま、果 樹 を 植 え て お り ま し て、桃 ・ ミ カ ン そ れ か ら バ ナ ナ、そ れ と タ ケ ノ コ 生 産 の た め ダ イ ミ ヨ ウ ダ ケ と い う ん で す か 大 き な 竹 を 植 え て ち ょ っ と 広 が っ て い る っ て い う よ う な 状 況 で ご ざ い ま し た。</p> <p>サ ト ウ キ ビ な ど ほ か も の は、作 ら な い の か と 質 問 し ま し た が、果 樹 を 植 え る と い う こ と で し た。</p> <p>ち ょ っ と 農 地 と は ほ ど 遠 い か な と い う 印 象 を 受 け ま し た。</p> <p>讓 受 人 は 農 業 機 械 は 所 有 し て て い な い け れ ど も、機 械 を 所 有 す る 親 戚 に 作 業 委 託 す る と、労 働 力 の ほう も、夫 婦 で や る ん で す け れ ど も、農 繁 期 の 忙 し い と き は、雇 用 を 入 れ て や る と い う こ と で ご ざ い ま し た。</p> <p>讓 渡 人 の 代 理 人 に、農 地 法 5 条 な ど ほ か の 申 請 で の 検 討 は し な か っ た の か と 質 問 し ま し た が、今 回 は 3 条 申 請 を し ま す と の こ と で し た。</p> <p>ま た、讓 渡 人 の ほう が、福 岡 に 在 住 と い う こ と で、電 話 し て、対 価 も 間 違 い な い、申 請 ど お り と 確 認 し ま し た。</p> <p>ち ょ っ と、気 に な っ た も ん で す か ら、本 日、讓 受 人 に 会 っ て 聞 き 取 り を し た と ころ、病 気 に な り、脳 梗 塞 で 倒 れ て、ち ょ っ と 記 憶 が あ い ま い な と ころ も あ り ま し た が、聞 い た こ と を ま と め る と、以 前 住 宅 を 購 入 し た く て 交 渉 し た ら、と な り の 申 請 地 ま で 購 入 し て 欲 し い と 相 手 先 の 要 望 も あ り、な く な く 農 地 ま で 併 せ て 1,000 万 以 上 の 価 格 で 購 入 し た が、農 家 で な い の で こ れ ま で 名 義 変 更 が で き な か っ た と。</p> <p>今 回、農 地 の 相 続 に よ り、農 地 台 帳 に 記 載 さ れ た こ と か ら、申 請 に 及 ん だ 思 い ま す。</p> <p>以 上、ち ょ っ と 対 価 の ほう が 高 い と い う と ころ 含 め、疑 問 等 多 く あ り ま す の で、慎 重 ご 審 議 い た だ き た い と 思 い ま す。以 上 で す。</p>
5 番 委 員	<p>○す い ま せ ン、5 番 で す。整 理 番 号 2 に つ い て 説 明 い た し ま す。</p> <p>2 月 23 日 の 8 時 よ り、貸 人、借 人、推 進 委 員 の 4 名 で、現 地 を 確 認 し た と ころ で す。</p> <p>現 地 は 横 山 の ゴ ル フ 練 習 場 の す ぐ 上 の 畑 で し た。</p> <p>下 唐 人 カ 山 (し も と う じ ん が や ま) と い う と ころ だ そ う で す。</p> <p>こ の 圃 場 は、借 人 の 経 営 規 模 拡 大 の た め 申 請 し た と い う こ と で あ り ま し た。現 地 で は、今、カ ボ チ ャ ・ ソ ラ マ メ を 作 付 す る べ く、準 備 を し て い る 最 中 で し た、申 請 通 り 間 違 い あ り ま せ ン。</p> <p>続 き ま し て、番 号 3 で す が、こ ち ら は 2 筆 あ り ま し て、2 月 23 日 7 時 半 か ら、同 じ く を 進 委 員 と 借 人 貸 人 4 名 で 確 認 し た と ころ で す が、</p> <p>小 餅 田 の ほう は、借 人 の 方 が 土 手 を 払 っ た り 焼 い た り、今、ス ナ ッ プ の 準 備 を し て い る と ころ で し た。</p> <p>も う 一 筆 の 白 崩 (し ら く え) の ほう は、今、耕 耘 し て き れ い に 脇 も 払 っ て、何 も な い 状 態 で し た。</p> <p>双 方 確 認 し ま し た。間 違 い あ り ま せ ン。以 上 で す。</p>
2 番 委 員	<p>○ 2 番 で す。整 理 番 号 4 番 に つ い て 報 告 し ま す。</p> <p>7 月 24 日、借 人 立 ち 会 い の も と、現 地 調 査 を 行 い ま し た。</p> <p>借 人 は、J A に 勤 め る 下 西 校 区 在 住 の 兼 業 農 家 の 方 で す。</p> <p>貸 人 は 高 齡 に よ り 農 業 が で き な く な っ た た め、借 人 の 相 談 が あ り、今 回 の 申 請 と な っ た よ う で す。</p> <p>現 地 は、た だ い ま、畑 を 耕 耘 し て い る 状 態 で 冬 に ブ ロ ッ コ リ ー の 作 付 け を 行 う と い う こ と で す。</p> <p>農 業 機 械 に つ い て も、一 式 そ ろ っ て お り、経 営 状 況 ・ 技 術 に</p>

8番委員	<p>ついても、申し分ありませんでした。</p> <p>○はい、8番です。本日、27日に推進委員とともに借人立ち会いのもと現地確認を行いました。</p> <p>借人から見て貸人は叔父に当たり両氏は親戚関係です。譲受人はロベ・レザリーフ・ヒサカキを栽培する花き栽培する方でございます。</p> <p>当該地は3年前より、借人が維持管理を行っていましたが、今回、委員会を通じて申請となりました。</p> <p>貸人にも連絡をとり確認をとっております。</p> <p>経営的には何ら問題なく、現地にはロベ・ヒサカキを植え付けておりました。以上鹹味しまして何ら問題ないと判断をいたしております。</p>
12番委員	<p>○12番です。番号6について報告いたします。</p> <p>7月22日朝8時借人立ち会いで、現地調査を行いました。</p> <p>借人は、数年前、長年勤めていた会社を退職し、ロベ・ヒサカキを生産する現和校区在住の方です。</p> <p>畑には、ロベを植えており出荷しております。</p> <p>農業機械もそろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。</p> <p>貸人とは、電話で確認をとりました。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。</p> <p>番号7について報告いたします。</p> <p>7月24日、夕方5時借人立ち会いで、現地調査を行いました。</p> <p>借人は、サトウキビ、安納芋を生産する現和校区在住の方です。</p> <p>畑は、安納いもを植えておりました。</p> <p>農業機械もそろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。</p> <p>貸人とは、電話で確認をとりました、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
10番委員	<p>○10番です。整理番号8、9は、借人が同一のため、一緒に御報告いたします。</p> <p>7月23日、借人立ち会いのもと現地確認を行いました。</p> <p>借人は、新規就農となっておりますが、4年前から、安城が実家である父親の農業を、J A職員の傍ら手伝っていたそうです。そして今回、自分の名義で農地を借りたため、新規就農となったみたいです。</p> <p>父親の機械・農地が安城にあるとのことで、利便性を考え今回の申請になったとのことでした。</p> <p>整理番号9の農地は既に安納いもが作付けされておりました。</p> <p>整理番号8の農地は、今年バレイショを予定しているとのことです。</p> <p>借人にも、貸人にも電話にて確認済みであります。</p> <p>双方確認の上、許可相当と考えます。以上です。</p> <p>整理番号10について報告いたします。7月24日、借人立ち会いのもと現地確認を行いました。</p> <p>貸人と借人は親戚関係ということであり、借人は夫婦で、サトウキビ、バレイショ、安納いもを作付けするとのことです。</p> <p>貸人にも電話にて、申請内容を確認しております。双方確認の上、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>○ありがとうございます。ただ今の説明・報告に対して、質問・意見はありませんか。</p>
12番委員	<p>○12番です。この番号1ですが、今の説明があったとおりなんですが、5畝で333万、ものすごい法外なほど宅地と考えるも法外で、何かそれだけ、価値のある、畑なんですか。</p>
議長 事務局長	<p>○農地とは、ほど遠いかなという感想です。</p> <p>○参考までに、事務局としましては、事務処理基準上、賃貸借契約については地域の賃借に比べて高額な借賃で契約が締結さ</p>

	<p>れている権利取得が許可することのできない判断基準としてあげられていますが、売買については記述がないので、価格設定の経緯や理由を確認し、総会で判断していただくことしかできないのではないかと考えています。</p>
議長	<p>○今、1番についての質問ですけれども、ほかに何かこの1番に対して皆さんのほうから、</p>
13番委員	<p>○すいません。1番についてなんですけど、譲受人は2反ほど経営してるということなんですけれども、今、何か生産してその出荷というか、農業経営を行っているのでしょうか。</p>
議長	<p>○はい、事務局お願いします。</p>
事務局長	<p>○委員より問い合わせがございましたので、事務局でも台帳に基づき、調べてみました。 譲渡人は、8筆ほど所有していますが、うち2筆が賃貸借権設定されており、残り6筆については、畑にサトウキビ、田には牧草の植付を現地で確認しました。 サトウキビの令和二年度産の甘味資源作物交付金や水田における水田活用の直接支払交付金の申請書類を確認したところ、譲受人の申請はありませんでした。以上であります。</p>
10番委員	<p>○いろいろ考えてしまいそうな価格といたしますか、なので、慎重な審議する必要があると思います。</p>
8番委員	<p>○8番です。今の会長の説明だと、家がついてたとは家込みの333万っていうことですか。</p>
議長	<p>本人に聞きますとですね、非常に高価な金額で購入してるらしいんですよ。すべてを家とその畑まで入れて、1,000万円以上で購入しているみたいなんですよ。</p>
8番委員	<p>○333万円は</p>
議長	<p>○5畝に対しての333万だと思います。だから、1,000万ぐらいかかったような話をしましたので。</p>
上西地区 担当推進 委員	<p>○はい、多分ね、1,800万円ぐらいで購入がなされたと聞いております。そのうち農地が、ほら、名義変更ができなかったのが今回出てきたということじゃないですかね。</p>
議長	<p>○そういうことなんですよ。</p>
1番委員	<p>○議長、今回は3条の申請ということで、事務局からありましたように、そのキビを作ってるということですけど、この交付金の申請もないということは、多分農業してないだろうと思うんですよ。ですから、経営拡大というのは、5畝で、経営拡大というのもちょっとこう、おかしいと思いますのでちょっと、今回の申請はちょっと、おかしいんじゃないかなあと私は思います。はい。</p>
5番委員	<p>○5番ですけど、5畝で330万円というのは、宅地のうちの畑の部分按分した金額なんじゃないですか。</p>
8番委員	<p>○1番委員が申し上げましたけれども、一応ここで結論を出すということは、ちょっと厳しいような状態なものですから、番号1については、除外をしてちょっと、事務局連中と精査をしていただいで、次回という形にさせていただいて、決をとっていただければ一番ありがたいかなと思いますけども。</p>
議長	<p>○はい、わかりました。</p>
事務局長	<p>○事務局から、農地法第3条第1項の標準的な事務処理期間は、農地法に係る事務処理要領により4週間と規定されていますので、本案件は、7月7日に受理しましたので、8月4日まで処理しなければなりません。 その日までに、総会を開くことは認定調整が厳ししところですので、できれば、本日の総会で判断したいと考えています。</p>
議長	<p>○許可・不許可・却下の3通りみたいです。 今回は、3条許可申請をしてきてますので、許可・不許可・却下の三つで採決をしたいと思います。皆さんのほうから、ほかに質問がなければ、これで。</p>
伊蘭地区 担当推進	<p>○今回の申請を許可した場合、前例となってほかにも広がっていくというような懸念も出てくると思うんですよ。</p>

		<p>ですから、これはちょっと、許可するわけには、私は、議決権ありませんけれども、許可するということはどうかと思いますけど。</p>
	5番委員	<p>○すいません、5番です。今回は、譲受人は相続により、農地を買うことができる資格があると思っっているようですが、作物を耕作していると確認ができない。 結局、土地持ち非農家だと思っんです。資格がないと思っんですよ。どうでしょう、皆さん。</p>
	議長	<p>○職務代理のほうからありましたけれども、事務局が調べてくれた限りでも、耕作はしている状態とは認められません。 ほかに何か、本さん何かありますか。 (聞き取れない声あり)</p>
	議長 事務局長	<p>○はい。買ってるんです。ただ名義が変わっっていないんです。 ○すいません。補足説明いたします。申請に添付されている登記簿には、平成27年条件付所有権移転仮登記がされています。このことは、農地法の許可を得ることを前提に売買され、許可を得ないままです。所有権移転登記本登記はなされています。</p>
	議長	<p>○とそういうことなんです。 いろいろ意見が出されておりますけれども、整理番号1番のほうで何かほかに皆さんのこれ質疑があれば、 (「なし」の声あり)</p>
	議長	<p>○はい。それでは二番から順番に対しての質疑があれば挙手をお願いいたします。 (「なし」の声あり)</p>
	議長	<p>○はい。それでは、ないようですので、1番と2番以降に二つに分けて、採決をとりたいと思っいます。まず、2番から10番に対して3条の規定による許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
	議長	<p>○ありがとうございました。全会一致です。2番から10番は許可することに決定をいたしました。続きまして、整理番号1番について、3条の規定による許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手なし)</p>
	議長	<p>○整理番号1番について、3条の規定による許可することに反対の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手12名)</p>
	議長	<p>○はい。多数を持ちまして、不許可ということに決定をいたしました。 なお、不許可の理由については、下限面積20aに達していません。よろしくをお願いいたします。</p>
日程第4号 2議案第2号	議長	<p>○続きまして、日程第4、議案第32号、農業振興地域整備計画変更に係る意見についてを、審議いたします。事務局説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>○日程第4議案第32号農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見についてを説明いたします。資料は7ページです。申請地は榕城上之原町地区の土地1筆で、現況地目原野、面積661㎡であります。 申請理由としましては、申請地に一般住宅を建設したいということです。 農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用地区域内です。 今回、利用目的を「畑」から区域除外を行おうとするものです。以上で説明を終わります。 委員の皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p>
	議長	<p>○はい、ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この件に対しましては、現地調査が行われております。 調査委員長長の報告をお願いいたします。</p>

		(「はい」の声あり)
	1 番委員	○1 番です。7月の22日に、私と2番委員、事務局より局長、担当者、そして、各担当委員立ち会いのもと、今回、今月申請分の現地調査を行いました。 まずは、農業振興地域整備計画変更除外に関する申請ですが、場所としては、上之原地区にある、現在地目、現況原野の場所です。 この場所につきましては、平成30年の2月に非農地申請が出ておりました、農業委員会の定例会において、承認されたということでございます。 現在も農業振興地域整備計画農用区域内にあるということで今回、申請人が一般住宅をつくりたいということで、申請があり、現地調査をしたところです。周りの環境から見ましても、ちょうど道沿いのありまして、この農地に住宅ができて周辺農地に影響はないだろうということで、合同調査委員の意見としては、許可相当ということで、意見の一致を見たところです。 以上です。
	議長	○ありがとうございました。担当委員が私ということで、一緒に現地確認に行っていました。
	議長	ただいま、調査委員長の報告のとおりでございます。 ○ただいま事務局、調査委員長、また、担当のほうから報告御説明がありましたけれども、皆さんのほうから何か質疑がありましたら、挙手でお願いをいたします。 (挙手なし)
	議長	○はい。それではないようですので、議案第32号を採決いたします。農業振興地域整備計画除外について同意することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
	議長	○ありがとうございました。全会一致ですので、本案は同意することに決定をいたしました。
日程第5 2議案第33号	議長	○続きまして、日程第5議案第33号農業振興地域整備計画用途変更に係る意見ついてを審議いたします。事務局説明をお願いします。
	事務局	○日程第5議案第33号農業振興地域整備計画変更用途変更に係る意見について及び日程第6議案第34号農地法第5条の規定による許可についての整理番号1番は関連がありますので、一括して説明いたします。 資料は8から9ページです。 1番です。申請地は榕城上之原町地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、合計面積1,113平米であります。申請理由としましては、譲受人は現在借り牛舎で飼養しており、畜産経営拡大のため、申請地に牛舎等を整備したいとのことです。 農地区分は、農業振興地域整備計画に指定されている農振農用区域内農地であります。 現在農林水産課にて利用目的を農用地から農業用施設への用途変更手続き中であり、用途変更完了後に農用地利用計画指定用途として農地転用を行おうとするものです。 周辺は山林や畑がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われまます。 また、融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に進むものと思われまます。 農業委員会での意見聴取後に市や農業会議の審査が行われ、審査後に、許可指令書の交付となります。 以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。
	議長	○はい、ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。 この件につきましても、先日、現地調査が行われております。

		調査委員長、よろしく申し上げます。
1番委員		○一番です。この件につきましても、20日に、現地調査を行っております。 場所は桃園地区でありまして、少し県道から入ったところにある農地でありました。 申請人の息子さんの所有する農地であります。 ここに牛舎を立てて、今のところ、3頭ほど飼育しているそうですが、生産牛を増頭したいということでもあります。 息子さんが別の地区で5条許可を得たのですが、5月に、農業振興地域整備計画の変更が見込めないため、許可申請の取下があったところで、再度今回の申請をしたところですよ。 一番の申請理由というのが、牛舎を借用して飼育しており、今回、そこの立ち退き要請がありまして、それが一番の原因で、自分の農地ですが、なくなると、そういう理由で、こういう牛舎を新しく建てるといふところですよ。 周辺農地への影響については、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていますので、許可相当ということで、意見の一致を見たところですよ。以上です。
議長		○ありがとうございます。担当委員の私から、先々は、牛舎も増築して増頭していきたいという息子さんの抱負も聞きました。
議長		○鑑みて、皆さんのほうから何か、この件に対して質疑御意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。 (挙手なし)
議長		○それでは、ないようですので、議案第33号を採決いたします。 農業振興地域整備計画用途変更について、同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長		○ありがとうございます。全会一致でありますので、本案は同意することに決定をいたしました。
日程第6 2議案第34号	議長	○続きまして、日程第6議案第34号農地法第5条に規定する許可についてを審議いたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。
	事務局	○日程第6議案第33号農地法第5条の規定による許可についての整理番号1はさきほど説明いたしましたので、整理番号2番から説明いたします。 資料は9ページです。2から3番については関連がありますので、一括して説明します。 申請地は現和浅川地区の土地2筆で、台帳現況地目畑、合計面積2,516㎡であります。 申請理由としましては、譲受人は申請地を購入し、宿泊施設を建設したいとのことですよ。 土地の条件は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。 周辺は宅地や道路がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われまふ。 また、融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われまふ。 なお、一部事前に着工を行っているため、顛末書を添付し、提出されています。 以上で説明を終わります。委員の皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。
	議長	○はい、ありがとうございます。ただいま事務局のほうから説明がありました。 また、この件につきましても、現地調査が行われております、

	1 番委員	<p>調査委員長よろしくお願ひします。</p> <p>○ 1 番です。農地法第 5 条の規定による許可についての、現地調査を行いましたので説明します。</p> <p>1 番につきましましては、先ほどの、用途変更と一緒にの案件でありますので省かしてもらいます。</p> <p>2 番 3 番につきましましては、同じ場所物件ということでございますので、あわせて説明をさせていただきます。</p> <p>この場所につきましましては、浅川地区の海岸線にある農地であります。</p> <p>皆さん見たことがあると思いますけど、観光開発ということだろうと思いますけど、ずっと海岸線には芝生を植えておるところです。</p> <p>今、ちょうどあの奥のほうは、農道下には、過去には田があったそうですが、当委員会が荒廃によりこの申請地以外非農地証明を出したところですが、この 2 筆だけ残っておった農地であります。</p> <p>前回、非農地願があったんですが、遊休化しているが非農地ではないと確認され、取り下げた経緯がありまして、今回 5 条の転用という形での申請であります。宿泊施設をつくるということございまして、今スライドでありますような、施設をつくるそうです。</p> <p>これが 4 棟あとコンテナハウス 6 棟など宿泊施設をつくるという申請だそうです。</p> <p>これらの農地に関しましては、私も 2 回ぐらい、現地調査したんですが、もう生産性のない農地です。</p> <p>皆さんも開発する会社はご存じだと思いますけど、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地だったんですよ。</p> <p>農地以外の利用するということですので、はっきりした目的で転用するということですので、今回は、許可相当という意見の一致を見たところですよ。以上です。</p>
	議長	<p>○ ありがとうございます。それでは続きまして担当委員のほうから何かあれば報告をしていただきたいと思います。</p> <p>整理番号 1 番につきましましては、先ほど説明がありましたように、省かせていただきます。</p> <p>2 番 3 番について、担当委員から何かあったらお願いします。</p>
	12 番委員	<p>○ 番号 2・3 ですが、委員長報告のとおりです。</p> <p>問題ないと思います。許可相当と考えます。以上です。</p>
	議長	<p>○ ありがとうございます。ただいま事務局並びに調査委員長、そして担当委員のほうから報告がございました。</p> <p>この件につきましまして皆さんのほうから何か質疑があったら、挙手をお願いをいたします。</p>
	議長	<p>(挙手なし)</p> <p>○ ないようですので、議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可についてを採決いたします。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>○ ありがとうございます。全会一致でありますので、本案は許可することに決定をいたしました。</p>
<p>日程第 7</p> <p>2 議案第 35 号</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>○ 続きまして日程第 7 議案第 35 号非農地証明についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> <p>○ 日程第 7 議案第 35 号非農地証明についてを説明いたします。</p> <p>資料は 10 ページです。</p> <p>1 番です。榕城野首地区です。台帳地目は畑ですが、平成 7 年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準 1 (イ) に基づいた申請です。</p> <p>2 番です。現和武部地区です。台帳地目は田ですが、昭和 24 年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準 1 (イ) に基づいた申請です。</p>

	事務局長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>○ありがとうございました。この件につきましても現地調査が行われております。調査委員長お願いします。</p>
	1番委員	<p>○1番です。非農地証明につきましても、7月の22日に、2番委員、事務局、担当推進委員とともに、調査を行いました。まずは、番号1の場所ですが、野首地区の住宅街にある、農地です。見た感じではありますが、ちょうど手前も宅地、奥も住宅に囲まれた、ちょっと、ここ2mぐらい下がったところにあった農地だということです。</p> <p>右側のほうには、この所有者の、住宅がありますがもうだれも住んでないところですよ。</p> <p>そこが、荒廃して今回非農地証明願がを出したところですよ。見たとおり、もう、農機具も入らない重機も入らないというところでもありますので、今回の証明願につきましても、許可相当というところで意見の一致を見たところですよ。以上です。</p>
	議長	<p>○はい、ありがとうございました。</p> <p>続いて担当委員の報告ということで、私の担当区域でもありますので、報告をいたします。</p> <p>ただいま調査委員長のほうから報告がありましたように、擁壁とかで囲われた、1m50から2mぐらい段差のあるところで、機械等の進入道路も、ないということで、これを畑に復元するのはちょっと難しいだろうということで、ただいまの調査委員長報告のとおりでございます。</p>
	1番委員	<p>○2番、いいですか。</p> <p>2番について説明します。場所は現和の武部地区にある、農地であります。</p> <p>これ、わかりにくいですけど、もう山の中に囲まれた、3畝ぐらいの農地でありまして、手前には、譲渡人でありましたけどその方が、キビを作っている畑でありまして、奥が農地として1画残っているという場所でありました。</p> <p>もう見た感じ、森林の様相でございますので、許可相当ということで、意見の一致を見たところですよ。以上です。</p>
	12番委員	<p>○12番です。</p> <p>今、委員長報告のとおり、写真を見てのとおり、もう山林です。以上です。</p>
	議長	<p>○はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。ただいまの説明報告に対しまして皆さんのほうから何か質疑御意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手なし)</p>
	議長	<p>○それではないようですので、議案第35号を採決いたします。原案どおり、非農地であることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手13名)</p>
	議長	<p>○賛成多数ですので、非農地であることに決定をいたしました。</p>
日程第8	議長	<p>○続きまして、日程第8議案第36号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> <p>(「休憩」の声あり)</p>
2議案第36号	議長	<p>○はい、これより暫時休憩します。15時15分から再開いたします。</p> <p>(15時15分再開)</p>
	議長	<p>○休憩前に戻りまして、引き続き議事をすすめます。</p> <p>日程第8、議案第36号、農用地利用集積計画策定に係る意見についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>○日程第8議案第36号農用地利用集積計画策定に係る意見についてを説明いたします。</p> <p>まず始めに、利用権の設定を説明いたします。11ページをお開き下さい。</p> <p>1段目です。期間が令和2年8月1日から令和5年7月31</p>

日の3年間、地目畑、面積は3,736㎡、合計面積3,736㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和2年8月1日から令和7年7月31日の5年間、地目畑、面積2万2,796㎡、合計面積2万2,796㎡、利用権の設定をする者4人、受ける者3人です。

3段目です。期間が令和2年8月1日から令和12年7月31日の10年間、地目畑、面積4万3,867㎡、合計面積4万3,867㎡、利用権の設定をする者11人、受ける者4人です。

内訳については12ページから13ページを、詳細については14ページから36ページをご覧ください。

続きまして所有権移転を説明します。37ページをお開き下さい。

令和2年8月1日に所有権を移転するものです。地目田、面積3,605㎡、合計面積3,605㎡、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳については38ページを、詳細については39ページから40ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。41ページをお開き下さい。

1段目です。期間が令和2年8月1日から令和7年7月31日の5年間、地目畑、面積14万410㎡、合計面積14万410㎡、利用権の設定をする者15人、受ける者3人です。

2段目です。期間が令和2年8月1日から令和8年7月31日の6年間、地目畑、面積3,678方メートル、合計面積3,678㎡、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

3段目です。期間が令和2年8月1日から令和12年7月31日の10年間、地目畑、面積3万9,748㎡、合計面積3万9,748㎡、利用権の設定をする者4人、受ける者4人です。

内訳については42ページから43ページを、詳細については44ページから71ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長	○はい、ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。 続きまして、農用地利用集積計画策定に係る意見についてのうち、利用権の設定、整理番号1から16、所有権の移転整理番号1について担当委員の報告をお願いします。
2番委員	○2番です。整理番号1番について、報告します。 すいません。少々お待ちください。
議長	○ただいま、ちょっと取りまとめをしておりますので、整理番号の4番のほうから、進めていきたいと思えます。
9番委員	○9番です。整理番号4・5・6について報告します。まず、4番と5番は借人が同じですので、まとめて報告します。 24日、13時、借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。 借人は国上で、園芸を中心に頑張っている認定農業者の方です。 4番の畑にはスナップエンドウをつくる予定だということでした。 5番の畑にはもう既に、安納いも、でん粉いもを植え付けていました。 機械も技術力も十分で何も問題はないと思えます。 貸人の方には、電話で確認をとっております。申請書どおり間違いはないということでした。 双方確認の結果、許可相当と考えます。 続いて、整理番号6について報告します。

24日13時30分、推進委員、借人立ち会いのもと、現地調査を行いました。
借人はやはり園芸を中心として頑張っている認定農業者の方です。
この畑にもスナップエンドウを植える予定だということでした。
機械も、技術力も十分で何も問題ないと思います。
貸人の方には、電話で確認をとっております。申請書どおり間違いのないことでした。
双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。よろしくお願いいたします。

2 番委員

○整理番号1番について報告いたします。
7月24日、譲受人に立ち会いのもと、現地調査を行っております。
譲受人は、キビ農家でありまして、譲渡人が高齢により、畑の譲渡するため、今回の申請となっております。
現在キビを作っております、申請には問題ないとしています。許可相当と考えております。
2番3番は、譲受人が、同じなため、一つで報告させていただきます。
譲受人は、園芸作物を中心に、安納いも、キビ等を作っている担い手農家になります。
圃場の状態は、安納いもをつくっておる状態です。
譲渡人もキビ農家ですが、譲受人から借りたいとの要請があったので、今回の申請になったということ聞いています。
双方確認の結果、許可相当と考えております。以上です。どうもすいませんでした。

1 番委員

○昨日、7月26日、朝8時から借人とともに、現地調査を行いましたので報告をいたします。
7番から12番に関しましては、同じ畜産、園芸を中心とする大規模農業法人でございますので、あわせて説明をさせていただきます。
7番の農地に関しましては安納軍場地区にある農地であります。
経営拡大ということで、今回この申請になったようございます。
貸人は、建設会社に勤めとったわけですが、もう退職して今は、もう、自宅にいらっしゃる方です。
双方確認いたしまして、間違いございませんでした。
8番に関しましては、貸人に関しましては、土地持ち非農家ということでございます。
この圃場に関しましては、軍場地区で現在安納いもを植え付けております。
9番につきましても、軍場地区であります。
同じく土地持ち非農家ということでございまして、この、農業法人に貸し付けておるところです。安納いもを植え付けておりました。
10番につきましても、貸人のほうが、東京在住ということでありますので、電話で確認しております。
現地は借人とともに現地確認をしたところ、安納いもを植え付けており、申請どおり間違いのないこととございました。
11番に関しましては、ちょうど10番と11番の方の圃場が割り畑ということで、同時に、今回申請をしたところ、双方確認したところ、間違いございません。安納芋を植え付けております。
12番に関しましては、不在地主となっております。
鹿児島市に在住ということでございまして、貸人につきましては、電話で確認をしております。
いずれも、安納、峯地区のほうに圃場がありまして、安納いも植え付けておりました。双方確認、また、全筆、現地確認い

	たしまして、申請どおり間違いなかったので報告をいたします。以上です。
10番委員	○10番です。整理番号13について報告します。 7月24日借人立ち会いのもと現地調査を行いました。 農地には既に米が実っております。 借人は、現和に本社を置く大規模農業法人であり、労働力、技術、機械等何ら問題ありません。 今年は水稻だけで13ヘクタール、作付けしたとのことでした。 同日、貸人にも電話にて、内容を確認済みであります。 双方確認の上、許可相当と考えます。以上です。
14番委員	○14番です。整理番号14、15について、借人が同一なので一緒に報告させていただきます。 7月25日午後1時、借人、推進委員3人で現地調査を行いました。 まず整理番号14の、借人、貸人は兄弟関係で、整理番号15の、借人と貸人は、借人の奥さんのお父さんということで親子関係です。 借人は農事組合法人の組合員で、機械等も一式そろっており、何ら問題ないと思えます。 貸人には電話で確認済みです。 以上何ら問題ないと思えます。よろしく申し上げます。
7番委員	○7番です。整理番号16について説明をいたします。 7月20日、午前中に推進委員、借人立ち会いのもと、現地調査を実施をいたしました。 現地は住吉の下能野地区の圃場整備地区内でございます。今回は利用権の更新ということで、申請がなされております。 現場は、スナップエンドウのあと整理をしております。 貸人は、出郷者のため、申請内容について電話で確認をとっております。 借人は、スナップ、カボチャの園芸作を中心に経営を行っております、 農機具等も一式そろっております。申請のとおり許可相当と思われまます。以上です。
12番委員	○12番です。38ページになります。 整理番号1について報告いたします。 7月20日朝9時、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。 譲受人は、サトウキビ、安納いも、米を作付けする現和校区在住の認定農業者です。 この田は、譲受人の田の西側に位置し、サトウキビを植え付けてました。 譲渡人は、譲受人の妻の叔母に当たるそうです。 譲渡人にも、年をとり、また、現和へ帰ることはないということ相談があり、今回の契約となりました。 譲受人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。 譲渡人とは、電話で確認をとりました。 双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。
議長	○ありがとうございます。それではただいまから審議に入ります。ただいま、事務局並びに担当委員のほうから説明報告がありました。 これについて、質疑、御意見のある方は、挙手をお願いいたします。
議長	(挙手なし)
議長	○ないようですので、採決をいたします。農用地利用集積計画策定に係る意見についてのうち、利用権の設定整理番号1から16番、また、所有権の移転、整理番号1について、原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)

	議長	○ありがとうございました。 全会一致ですので、議案第16号、農用地利用経営集積計画策定に係る意見はすべて原案どおり承認することに決定いたしました。
日程第9 担当地区の変更	議長	○続きまして、日程第9、担当地区の変更についてを議題といたします。事務局説明をお願いいたします。
	事務局長	○それでは、お手元に配布しております変更案をご覧ください。委員からの申出により、変更いたしました。よろしくお願いたします。以上でございます。
	議長	○ただいま事務局のほうから説明がありました。この担当地区に変更があったということで、すけれども、皆さん何かこれについて、ご異議ございましたら、挙手をお願いいたします。 (挙手なし)
	議長	○はい、それでは異議がないということで、原案のとおり決定します。 本日の議事日程はすべて終了いたしました。
4. その他	事務局長	○次は、4 その他であります。 事務局から、資料に基づきご説明いたします。
	事務局	(8月のスケジュールについて、資料により説明) (貸したり借りたい総点検活動について、資料により説明) (合同農地パトロールについて、資料により説明)
	事務局長	○事務局からは、以上であります。
5. 閉 会	事務局長	○以上をもちまして、令和2年7月西之表市農業委員会定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

16時55分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和2年8月25日

西之表市農業委員会 会長 ㊟

西之表市農業委員会 3番委員 ㊟

西之表市農業委員会 5番委員 ㊟